



宴会・催事規約

ホテル青森では、宴会又は催事等(以下「宴会等」と称します)に関するご契約並びに宴会場のご利用については、次のとおり規約を定めておりますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

1. 宴会時間と追加料金

宴会場の利用時間は、設営から撤去までを含み、事前に当ホテルがお客様との間で取り決めた時間といたします。この利用時間を超過した場合は追加料金を申し受けます。ただし、次の会場使用時刻との関連で利用時間の超過に応じられない場合もございます。

2. お支払い

(1) 前払金

展示会のご予約をいただく場合、開催日の14日前までに会場費及び確定諸費用を全額又はホテルから提示する一定額をお支払いいただきます。

前払金なき場合は、ご予約を解約させていただくことがありますので、予めご了承ください。

(2) 内金

ご婚礼のご予約金については、一律50,000円とさせていただきます。

ご宴会の場合は期限を定めて一定額の内金を請求させていただくことがあります。

(3) ご精算

宴会場ご利用後のお支払いについては、宴会等開催日から30日以内にご精算ください。

お支払いは、所定の金融機関にお振込みいただくか、現金にてお願いいたします。

3. 有料人数の確認

料理等をご用意する人数(以下「有料人数」と称します)の最終決定数は、宴会等開催日の2日前の正午までにホテル担当スタッフにご連絡下さい。それ以降は全ての手配が完了しているため、人数が減少した場合でも有料人数分の料金を請求させていただきます。



4. 取消料

宴会等のご予約については、お客様から当施設に通知していただくことによりお取消しをすることができます。この場合には、次に掲げるところにより取消料を申し受けます。

また、当ホテルが手配済みのものについては、実費を申し受けます。

(1) 一般宴会・展示会の取消料

- | | |
|-------------------|-----------|
| ●開催日の30日前から14日前まで | 見積金額の 40% |
| ●開催日の13日前から 7日前まで | 見積金額の 70% |
| ●開催日の 6日前から 2日前まで | 見積金額の 80% |
| ●開催日の前日から当日 | 見積金額の100% |

尚、全国大会、国際会議等の大型宴会につきましては、別途取消料が発生いたしますのでお問い合わせ下さい。(注1)

(2) ご披露宴の取消料

- | | |
|----------------|------------------|
| ●ご披露宴の60日前まで | 内金と実費、印刷料等 |
| ●ご披露宴の30日前まで | 内金及びお料理金額の20%と実費 |
| ●ご披露宴の 7日前まで | 内金及びお料理金額の30%と実費 |
| ●ご披露宴の 3日前から当日 | ご披露宴見積額の全額 |

5. 装飾・余興等の手配

宴会等に関する装飾、装花、音響、照明、余興、バンケットコンパニオン、引出物などについては当ホテルより指定委託会社に手配させていただきます。お客様のご都合により上記以外の手配を希望される場合は、事前に当ホテルの了承を得たうえで手配いただきますようお願いいたします。当ホテル了解のもとお客様が直接依頼された委託会社が行う装飾、余興などの機器及び材料の搬入・搬出、設置場所・設置時間の設定等については、当ホテルの施設を保全し、他のお客様のご利用との調整を図るため、ホテルの指示に従っていただきます。

なお、ホテルスタッフによる立会いの必要があると当ホテルが判断した場合には、別途立会人件費を申し受けます。

6. 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者を含みます。)及びお客様がご依頼された外部委託の方々がホテルの設備、什器備品等に損傷その他の損害を生じさせた場合は、速やかに修理していただくか損害賠償金をご負担いただきます。



7. ご契約の締結拒否及び解約

当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会等のお申込みをお断りするか、既に契約が成立している場合でも解約させていただくことがあります。

- (1) 宴会等の契約を締結した方又は宴会等に参加する利用客に次に該当するものがあるとき。
 - ① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反対勢力(以下「暴力団等」という)
 - ② 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
 - ③ 暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員
 - ④ 法令又は公序良俗に反する行為をするおそれがあるとホテルが判断したとき
- (2) 他のお客様に迷惑をおかけするとホテルが判断したとき。
- (3) 当ホテル若しくはホテルスタッフに対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、或いは、合理的な範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (4) この宴会・催事規約に違反されたとき。

8. 不可抗力

天変地異、自然災害、戦争、テロ、内乱、暴動、政府の規則・命令又は指導、ストライキ、交通の閉塞その他不可抗力により、当ホテルが契約上の義務を履行できない、又は履行期限を遵守できない場合、当ホテルは責任を免れるものとします。当ホテルは不可抗力事由が生じた場合、お客様に書面で通知を行うことにより、契約を解約することができるものとします。

9. 禁止事項

次に掲げる項目につきましては、禁止事項になっておりますので、ご遠慮下さいますようお願いいたします。

- ① 犬(身体障害者補助犬を除く)、猫、小鳥その他の愛玩動物又は家畜類等の持ち込み
- ② 発火又は引火性の物品や危険物の持ち込み
- ③ 悪臭を発生する物品の持ち込み



- ④ 法令又は公序良俗に反する行為及び他のお客様のご迷惑になる言動
- ⑤ 暴力団とその関係者の利用
- ⑥ 備付品の移動
- ⑦ ご予約時に当ホテルとの間で取り決めた利用目的以外でのご利用
- ⑧ その他の法令で禁じられている行為
- ⑨ 各種セミナー及び展示販売会における「催眠商法」、「キャッチセールス」等の行為

10. 個人情報の取扱い

お客様から提供いただいた個人情報は、当ホテルの業務上使用するものですが、一部統計情報として個人を特定せず使用させていただくことがありますのでご了承下さい。

また、お客様の同意なくして、提供いただいた個人情報を第三者に開示・提供することはございません。

(注1)

【大型宴会の取消料】

●開催日の70日前まで	見積金額の 20%
●開催日の69日前から60日前まで	見積金額の 30%
●開催日の59日前から45日前まで	見積金額の 40%
●開催日の44日前から30日前まで	見積金額の 50%
●開催日の29日前から21日前まで	見積金額の 70%
●開催日の20日前から14日前まで	見積金額の 80%
●開催日の 7日前から当日	見積金額の100%

以 上